

3-6			
主題	法務省東京保護観察所社会復帰調整官との連携を通じた地域貢献		
副題	～触法高齢者の次の住まいとしての可能性と、安定した生活の提供の為に職員の変化～		
キーワード1	触法高齢者	キーワード2	法務省
		研究期間	12 ヶ月

法人名	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会		
事業所名	養護老人ホーム 万世敬老園		
発表者：	船越恵(ふなこしめぐみ)+文字美希(じゅうもんじみき)	アドバイザー：社会復帰調整官	
共同研究者：相原幸仁・加藤敏隆・関口和代・桜井英子			

電 話	042-541-5982	FAX	042-541-5929
-----	--------------	-----	--------------

今回発表の事業所やサービスの紹介	当園は、昭島市にある養護老人ホームです。定員 200 名で、同敷地内には、病院や特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、保育園など、11 の医療・福祉施設があります。お元気な方から、要介護状態の方まで幅広く安心した生活が送れるように対応しています。
------------------	---

《1. 研究前の状況と課題》 社会復帰調整官は、「心神喪失状態で、重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(通称「医療観察法」)に基づいて、保護観察所に置かれている専門職員であり、各関係機関とともに、この法律に対象となった人の社会復帰を支援している。 医療観察制度の対象者は、年々増加傾向が見られます。その様な状況の中で、社会復帰調整における受け入れ先がなかなか見つからない現状である。 その様な中で、精神状態が安定したにも拘わらず、高齢の為に在宅への復帰が困難となっている方々にとって、「経済上及び環境上の理由」の措置の要件を満たすとして、養護老人ホーム(※以下養護)の要請があった。犯罪歴(傷害・殺人等)があり、かつ精神疾患を持っている方の受け入れについては、当初職員の不安が先立ち、一人の人として、見る事が困難な状況が課題として浮上してきた。

《2. 研究の目的ならびに仮説》 医療観察制度のもとで入院し、A 病院にて適切な治療、対応を行っていくことで、安定を示していても、犯罪という行為に目を取られてしまい、正しい評価ができない状態にあった。しかし、病院の見学や CPA 会議(CARE PROGRAM APPROACH)に施設職員を同席することで、入院の様子や治療の経過などを一緒に検討し、また、施設での日帰り入所体験をしていただき、その様子を多くの職員で観察、記録に残していくことを繰り返し行った。調整官と病院、福祉事務所と連携を取っていく過程で、職員の意識が、変化をし始めて、過去の犯歴に目を向けがちであった職員の気持ちや、一人の人間としての見方に変化する事と仮定し、その先には、地域での生活が困難な方を受け入れると言う、基本に戻り、それが、地域貢献や地域福祉へつながっていくという意識を高めていくと思われる。

《3. 具体的な取り組みの内容》

期 間：5 ヶ月～12 カ月

対象者：全職員

内 容：

- ①通常面接は、1 回であるが、数回行う事で、多くの職員が面談をして質問等を行う。
- ②CPA 会議に参加することで、治療の経過や今後の方針などを連携しながら対応することで、対応への現実味を持っていく。
- ③A 病院を見学することで、特殊な病棟の中ではあるが、生活の雰囲気等を感じとる。
- ④日帰り入所。試験宿泊などを行う事で、多くのスタッフ、時間で関われるような機会を作ることでの様子観察と記録。

《4. 取り組みの結果》

犯罪行為を犯し、尚且つ精神疾患を持っており、高齢者という目線より、犯罪者…という目線が多くあった事は事実である。

しかし、時間をかけ、その方を理解・受け入れることで、職員の中からも、「何が違うのだろう、普通の方と同じでは？」という言葉や意識の変化が出始めてきた。

これらを受け、A 病院側や社会復帰調整官との連携を行う事で、スムーズな施設入所への移行が行えるような環境が整ってきた。

実際に受け入れにつながったケースでは、殺人・傷害という犯歴を持っていたために、当初から、「無理」「怖い」「不安」の言葉しか聞かれずに、書類だけの情報で、その方を見ていなかったし、見ようとしていなかった。

しかし、これらの取り組みを行う事で、一人の精神疾患を持った高齢者という目線に立ち、この方のここでの生活をどのように考え、どのように対応していくのか、という前向きな姿勢に変化し、他の入所者と変わらない対応を行っていくことができています。

《5. 考察、まとめ》

触法高齢者という、ある種特殊な環境を経て入所して来る方でも、「過去を反省し、これからの自分の生活の再起を考えている」という言葉が聞かれる。

その様な方々に対して、社会復帰支援、社会復帰施設としての重要な位置づけや役割を養護は行っていかなければいけないと考える。

福祉施設、養護の職員として、その様な方々を支えて行くことは、地域で安心した生活環境を整えることが、地域貢献につながっていくと考えられる。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究発表を行うにあたり、保護観察所・A 病院及び本人に口頭にて確認をし、個人の情報が守られ、本研究発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得ている。

《7. 参考文献》

なし

《8. 提案と発信》

医療観察保護制度や社会復帰調整官については、法の施行から 10 年経過しているが、現在でも認知度が低く、対象者の社会復帰の為の受け入れ先を調整する事が困難な状態が伺える。

そのような中において、社会復帰が困難な方を社会福祉施設が積極的に受け入れていく事は、地域社会に対しての地域貢献そのものであると思われる。

その為には、相互が協力し理解していくことが重要である。

いずれ、養護老人ホームで ADL の低下や要介護状態の進行により、特別養護老人ホームや老人福祉施設、病院などは、次の受け皿としての機能を求められてくる。その中においても、養護は、連携を強く持ち機能をはたしていかなければいけないと考える。